

Title	イギリスにおける憎悪扇動表現規制の展開と表現の自由
Author(s)	村上, 玲
Citation	大阪大学, 2015, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/53894">https://hdl.handle.net/11094/53894</a>
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 論文内容の要旨

氏 名 ( 村 上 玲 )	
論文題名	イギリスにおける憎悪扇動表現規制の展開と表現の自由
<p>論文内容の要旨</p> <p>イギリスの伝統的権利概念は法律により制限されていないところを自由と捉える「市民的自由」であった。しかも、対国家との関係において観念されるがゆえに、この市民的自由が前提とするのは国民であり、人間であるがゆえに万人に妥当し享有される「human rights」とは異なることがフェルドマンにより主張されている。しかしながら、第二次世界大戦以降に起草された欧州人権条約をはじめとする国際人権条約の加盟国・締約国になったことにより、イギリスはこれらの条約が保障する「human rights」という権利概念の影響を受けるようになり、最終的には、欧州人権条約を国内法化する1998年の人権法が制定されたことによって、市民的自由とhuman rightsが混在する状態へと至っている。市民的自由を基盤としつつ欧州人権裁判所の判例法理を参照するイギリスの判例法は、従来の権利概念と国際人権条約が保障する権利概念とが今まさに撚り合わさっている過渡期の状態にあると評価できよう。(第1章)</p> <p>上記の事情は人種的憎悪扇動罪の変遷にも表れている。人種的憎悪扇動罪は当初、ファシスト運動の抑制という戦時立法としてその歴史をスタートしている。しかし、旧植民地国出身者に対する差別という社会問題が看過できなくなったことから、イギリスは差別是正法の一環として本格的な人種的憎悪扇動罪を導入するに至っている。(第2章)</p> <p>人種的憎悪扇動罪制定によっても解決されない問題として依然として課題となっていたのが神冒瀆罪であり宗教的憎悪扇動罪であった。英国国教会を国教とするイギリスにおいて、キリスト教に類する宗教や人種的憎悪扇動罪の適用対象となる宗教については法律による保護や救済が存在しているのに対し、これらから漏れた宗教については法律による保護や救済が得られないという不平等状態が問題となっていた。人権法が制定される以前のおよそ100年間、問題とされつつも解決には至らなかったこれらの問題が急転直下是正されるに至った大きな要因は、やはり人権法の制定であったと評価できる。(第3章)</p> <p>そして、宗教的憎悪扇動罪の制定を受け、これに追従する形で制定されたのが性的指向に基づく憎悪扇動罪である。性的少数者、特に同性愛者及び同性愛行為が犯罪とされていたイギリスにおいて、道徳的に悪であるという思考基盤があるがために、彼ら・彼女らは社会的に弱い立場に立たされ、攻撃される地位にあった。かかる状態を少しずつ変化させていったのが人権裁判所の判例であり、欧州レベルと国内レベルとの相互のフィードバック関係の延長線上に性的指向に基づく憎悪扇動罪の制定は位置づけられる。(第4章)</p> <p>このように、イギリスの人種的憎悪扇動罪、宗教的憎悪扇動罪、性的指向に基づく憎悪扇動罪は欧州や世界との対話の中で発展してきたものであるが、その背後でこれらと常に対立していたのはほかならぬ表現の自由であろう。伝統的市民的自由の立場、人権条約に代表されるhuman rightsとしての表現の自由という立場のいずれに立とうとも、これらの罪の創設は既存の自由な領域を縮減するものに他ならない。このような状況の中で、特に宗教的憎悪扇動罪の文脈でなされた訴追可能性の限定を通じて、差別問題に対応しつつも表現の自由に配慮するというイギリスの対応は、表現の自由を制限しなければ対処できない喫緊の状態となった際、我が国にとって役立つ先例となろう。</p> <p>これらイギリスにおける憎悪扇動表現をめぐる法制度の展開に対し、現在の我が国は自由権規約及び人種差別撤廃条約を批准・加入しており、憎悪扇動表現を規制する条約上の義務を負っているものの、現行法で対応可能として、憎悪扇動表現を直接規制する刑事規定を有しておらず、名誉毀損等をはじめとする“特定”の対象に向けられた犯罪行為のみが処罰される状態にある。そこで、我が国における現行の扇動罪規定について分析し、憎悪扇動罪の導入に関する議論を検討した結果、ごく少数の極端な人間による行為は通常の刑法犯や損害賠償の対象として処理できるものであることが多く、通常の法規で対応可能であれば表現の自由を制限する必要もなく、自由を制限する立法の妥当性を確保できないことから、現状では、憎悪扇動罪ないし扇動罪の導入は必要ないと結論に至った。(第5章)</p>	

## 論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 ( 村 上 玲 )			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	教授	高井 裕之
	副 査	教授	高田 篤
	副 査	教授	村上 正直

## 論文審査の結果の要旨

学位申請者・村上玲氏の提出した博士学位申請論文「イギリスにおける憎悪扇動表現規制の展開と表現の自由」についての審査の結果は以下のとおりである。

本論文は、インターネットの普及等に伴い世界的に様々な文化的・歴史的な価値対立が生ずる今日において「多文化社会・多元的価値社会における表現の自由」を探ることを大きな問題意識とし、近時注目を集める「憎悪扇動表現」（ヘイト・スピーチ）の問題を取り上げ、特にイギリス法におけるその取り扱いを論ずるものである。イギリスは、わが国と同様に国際人権規約（自由権規約）および人種差別撤廃条約を批准しているだけでなく、欧州共同体（EC）・欧州連合（EU）や欧州人権条約の加盟国であり、また、1998年人権法により人権条約が国内法化され、国内裁判所において国際人権条約が一定の範囲で適用されるようになってきている。イギリスは、特に憎悪扇動表現規制に関して、古くはコモン・ロー上の扇動罪など長い歴史的な経験を有し、現在では人種、宗教、そして性的指向に基づく憎悪扇動を取り締まる法規定を持つなど、憎悪扇動の規制と表現の自由とのバランスについて多くの検討素材を与えるものである。そこで、本論文は、第1章で、議論の前提としてイギリスにおける表現の自由の一般論を概観し、第2章で人種的憎悪扇動罪、第3章で宗教的憎悪扇動罪、第4章で性的指向に基づく憎悪扇動罪について、それぞれ歴史的経緯や法の変遷、そして規制についての議論を紹介・分析し、第5章で、わが国における憎悪扇動表現規制の問題を検討している。

第1章「イギリスにおける表現の自由」では、まず、成文憲法典がないため憲法上に明記された人権規定のないイギリスで伝統的にとられてきた市民的自由の概念について説明し、法によって禁止・規制されていないことは自由になしうるという「残余としての自由」という考えが基本であったことを指摘する。次に、イギリスは第2次大戦後欧州人権条約に加入したが、国際法と国内法の二元主義に立っていたため同条約は国内裁判所では適用されなかったところ、1998年の人権法は欧州人権条約を国内法化し、国内裁判所が国内法の条約適合性を審査できるようになった。ただし、議会主権の原則との関係で、議会制定法など一次立法については、条約に反する場合でも裁判所は「不適合宣言」をできるにとどまりこれを無効とすることはできない。本論文は、このような人権法の仕組みを詳しく説明している。

第2章「イギリスにおける人種的憎悪扇動表現規制」では、まず、そのコモン・ロー上の扱いを見た上で、1936年公共秩序法、1965年人種関係法、1976年人種関係法等に触れ、人種的憎悪扇動表現に対する法的規制の展開を跡づける。これらの法律では、治安素乱発生の蓋然性の要件や人種差別扇動意図の要件が必要かどうか重要な争点であった。これらの法律の展開を受けて、また、関連する他の法律を一本化するために制定されたのが1986年公共秩序法であった。同法は、詳細に要件を定めて人種的憎悪扇動行為を処罰しているが、訴追するためには法務総裁の許可が必要とされている点、宗教的憎悪扇動が対象とされていない点、一定の私的な場所における言動も処罰対象とされている点などが特徴であり論点である。

第3章「イギリスにおける宗教的憎悪扇動罪」では、まず第1節で、コモン・ローにあった神冒瀆罪に関する判例の展開を追う。同罪は国家権威を守るためのものであり、同罪による保護対象は英国国教会を中心とするものであったとされる。第2節では、1998年人権法制定以前に欧州人権委員会ないし欧州人権裁判所に申し立てられた同罪に関する3つの事件を紹介・分析する。最初の2つの事件で人権委員会は、市民の宗教的感情の保護などを理由として申立不受理とし、第3の事件で欧州人権裁判所は、宗教感情の保護などを理由として、表現の自由を保障する欧州

人権条約10条に違反しないと判断した。第3節では、イギリス国内における宗教的憎悪扇動罪の制定と神冒瀆罪の廃止に関する議論が紹介され、神冒瀆罪は時代錯誤であること、成立要件が不明確であること、キリスト教にしか適用されない点で不平等であること、欧州人権条約と適合しないことなどを理由とする廃止論などに言及される。そのような議論がある中で2006年に宗教的憎悪扇動罪が制定された。同法では、人種的憎悪扇動罪と異なり、「威嚇的」な言動だけが処罰の対象であり、「罵倒的」または「侮辱的」な言動は対象とされていないことが特徴のひとつである。そして、第4節で2008年の神冒瀆罪の廃止に至る経過が述べられる。本論文は、宗教的憎悪扇動罪について、規制対象を「威嚇的」表現に限定し、また、表現の自由を保護するための規定を置いた点を評価している。

第4章「イギリスにおける性的指向に基づく憎悪扇動罪の創設」では、第1節で、1957年のWolfenden報告などを契機として同性愛行為の非犯罪化がなされたこと、また、1990年代の同性パートナー保護の判例や2004年のシヴィル・パートナーシップ法制定の経緯や内容を紹介し、2010年平等法などによる雇用関係等における性的指向による差別の禁止について叙述する。第2節では、性的指向に基づく憎悪扇動罪について、制定に至る経緯や議論、そして、2008年に成立した同罪の内容を紹介・分析する。同罪は、上述の宗教的憎悪扇動罪に性的指向に基づく憎悪を追加する形で成立したが、同性愛者等の保護と同性愛に反対する信仰に基づく表現の自由とのバランスが重要な論点であったという。

第5章「日本における憎悪扇動表現の現状」は、わが国も批准する国際人権条約が加盟国に憎悪扇動表現の規制を求めている点が論じられる。わが国は、戦争宣伝や人種的憎悪の唱道等の禁止を求める自由権規約20条には留保を付さず批准し、他方、人種的憎悪思想の流布等の処罰を求める人種差別撤廃条約4条には批准に際して留保を付しているが、これらについての日本政府の見解を分析する。そして、破壊活動防止法39条・40条など扇動表現にかかる現行法を取り上げ、関連する判例を分析している。その上で、憎悪扇動罪の導入可能性を検討するため、わが国の既存の学説を紹介し、さらに近年の京都朝鮮学校事件判決の分析に及んでいる。本論文は、結論として、現在のわが国では憎悪扇動問題に対して表現の規制によって対応する必要はなく、教育によって対応すべきであると述べる。

さて、以上要約した本論文の意義として次の点が挙げられる。まず、近年、先進諸国において重大な社会問題である特定の人種等に対する憎悪表現の問題を主題とし、これに対する法的規制について豊富な経験をもつイギリスを取り上げ、その法規制の変遷を丹念に跡づけ分析したことである。法規制の変遷は、イギリスが国内情勢の変化や従来の法規制に内在する問題に対処しようとする試行錯誤の過程であり、ここに憎悪扇動の法規制に伴う諸論点を見いだすことができる。また、比較法的に見ても、イギリスは、ナチス・ドイツをより直接的に経験した欧州大陸諸国ほど厳しい規制を人種差別的表現に課していない反面、アメリカ合衆国のように表現の自由の強い保障のゆえに憎悪扇動表現の規制を難しくしているわけでもなく、独自の姿勢を示しており、イギリスにおける憎悪扇動表現規制に関するわが国における先行研究が比較的少ないこともあって、研究対象として重要である。さらに、従来、成文憲法典を持たない国として知られてきたイギリスで、1998年人権法により、欧州人権条約を根拠として、公権力による人権侵害を裁判所が審査することができるようになった状況の一端を捉えたという意味でも、本論文には価値がある。

もっとも、本論文にはさらなる論究を望みたい箇所がいくつかある。まず、第1章に関して、イギリスの伝統的な自由の観念は「残余の自由」であったとされるが、これと、人権条約など法典に個別に列挙された権利との関連を深く解明してほしかったところである。関連して、アメリカやわが国の憲法学では表現の自由の基本的な価値ないし機能として個人の自己実現や民主制過程の保全などが指摘されるが、この点をイギリスではどう理解しているのかも明らかにされておらず、この点は憎悪扇動表現規制の可否を判断する上で重要であるだけに、物足りなさがある。さらに、人種差別等への対応策として重要であるはずの各種の差別禁止立法について、第4章で性的指向に関して言及されるにとどまっているが、イギリスにおける差別禁止立法のより総体的な紹介があれば、憎悪扇動表現規制の社会的意義・機能もさらに明確になったであろう。

とはいえ、総じて、憎悪扇動表現ないし人種等に基づく差別表現に対する規制に消極的であるわが国の法制度に対して、本論文は、結論的には憎悪扇動罪の新設には賛同しないものの、考えるべき多くの論点を示したものであって、わが国の憲法学および国際人権法学における表現の自由の問題についても、また差別撤廃政策についても、理論的に寄与する潜在力は大きいと思われる。

以上、本論文は、緒論および結論を伴い、論理的整合性、高いオリジナリティ、学問的理論への重要な貢献といった面で十分な学術的価値を有しており、学位申請者が自立的かつ主体的に取り組んだ研究の成果であると認められる。また、本論文には剽窃がないことを確認した。

よって、論文審査担当者（審査委員）3名一致の意見として、学位申請者に博士（法学）の学位を授与することが相当であると判断する。

(以上)